

原山台地域力向上委員会 会則

平成 26 年 4 月 1 日制 定
平成 28 年 4 月 1 日一部改正

第1条（名称）

この会は、原山台地域力向上委員会（以下、委員会という）と称する。

第2条（事務局）

委員会の事務局は、原山台集会所に置く。

第3条（目的）

委員会は、原山台連区地域内の地域力向上の推進を図ることを目的とする。

第4条（事業）

委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う

- (1) 地域力向上アクションプラン（問題解決のための長・中・短期プラン）作成
- (2) 連区内の関係団体との連携・協力体制の構築及び充実、他連区とのコラボレーション（協働）など
- (3) 地域力向上に向けて講習会・講演会・ワークショップ等の開催
- (4) その他、この委員会の目的を達成するために必要な事業

第5条（組織）

委員会は、次に掲げる団体及び原山台地域の有志住民（以下「委員」と言う）で構成する。
連合自治会、公民館、地区社協、民生・児童委員協議会、地区少年センター、地区保健推進員、
小・中学校及びPTA、老人会、その他。

第6条（会費）

会の運営費用は、助成金・補助金・その他の収入をもって充てる。

第7条（役員）

委員会には次の役員を置く

- | | |
|----------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 事務局員 | 若干名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 会計監査 | 2名 |
| (7) 顧問 | 若干名 |

第8条（役員の選出）

- (1) 委員長の選出は、委員の互選とし、総会で承認を得るものとする。
- (2) 副委員長、事務局長（庶務・会計）及び会計監査は、委員長が指名する。
- (3) 副委員長は、事務局長（庶務・会計）を兼務することができるものとする。
- (4) 顧問は委員会の推薦を得て指名する。

第9条（役員の職務）

役員の職務はそれぞれ次に掲げるものとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故有るときは、その職務を代行する。

- (3) 事務局長（庶務・会計）は、委員会の運営推進及び庶務・会計を行う。
- (4) 会計監査は、委員会の会計の監査に当たる。
- (5) 顧問は、委員長及び委員会への意見助言をする。

第10条（役員の任期）

- (1) 役員の任期は、所属団体の職を離れたときも継続できるが、本人の申し出により継続できない場合は、その後任者が残任期間を務めるものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、役員に特別な事情が生じたときは、その役職を解くことができる。

第11条（会議）

委員会には、総会、実行委員会をおく

[総会]

- 1. 総会は、通常年1回として、次の事項を審議する
 - (1) 委員会の会則の制定及び改廃に関する事項。
 - (2) 役員の承認に関する事項。
 - (3) 事業計画、収支予算及び事業報告、収支決算に関する事項。
 - (4) その他、議長が必要と認める事項。
- 2. 総会は、委員の過半数の出席で成立し、出席者の過半数をもって議事を決する。但し、会則の改廃については、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

[実行委員会]

- 1. 実行委員会は、役員と会の目的を具現化する各々の責任者（長）で構成し、毎月会議を行い、次の事案を審議する。なお、役員と各々の活動責任者は兼務することが出来る。
議長は委員長が務めるものとする
 - (1) 地域力向上に関わる諸活動の情報交換、確認、意見の調整、及び、活動の推進などを行う。
 - (2) 地域力推進活動の強化、推進に関する事項。
 - (3) 活動に関する、予算・費用に関する事項。その他委員長が必要と認める事項。

第12条（報酬）

委員及び役員の報酬は無報酬とする。

第13条（予算及び決算）

- (1) 収支予算は、委員長が編成し、総会の承認を得なければならない。
- (2) 収支決算は、会計が作成し、会計監査を経て総会にて承認を得なければならない。

第14条（会計年度）

会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第15条（補則）

この会則に定めるものの他、委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が別に定める。

付則

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

この会則は、平成28年4月1日より施行する。